

平成 25 年第 2 回更別村議会臨時会会議録

平成 25 年 5 月 1 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 佐藤 敬貴
書記 佐藤 ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 2 回更別村議会臨時会を開会いたします。(10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 25 年第 2 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 4 月中旬以降、降雪、強風、低温と不安定な天候が続いておりますが、まずは無事に蒔き付け作業が終えることを願っております。 懸案の T P P 交渉参加問題であります。状況として 7 月には交渉参加が現実となつてしまい、大変憂慮に堪えないところであります。 今後、地域の農業を守り、地域を守るため、正念場を迎えることとなりますが、議員各位のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。 本臨時会におきましては、地方税法の改正に伴う村条例の一部改正と旧開発跡地の取得について、ご審議をお願いするものであります。 よろしくお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。(10 時 02 分)
議 長	本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、5 番久門さん、6 番堂場さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	高橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 2 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 5 月 1 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を

開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

議 長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

議 長

日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議 長

日程第5、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第6、常任委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、総務厚生常任委員に、高橋さん、松橋さん、久門さん、堂場さん、本多さん、私、木山を、産業文教常任委員に、高木さん、高橋さん、赤津さん、松橋さん、本多さん、私、木山を、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

議 長

この際暫時休憩いたします。

(10時05分)

(議長から副議長へ「辞退届」を提出。)

(議長は退場し、副議長が議長席に着く。)

副 議 長

休憩前に引続き会議を開きます。

(10時06分)

議長の常任委員辞退の件を議題といたします。

ただいま、総務厚生常任委員及び産業文教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については、辞退を認めているところでもありますので、総務厚生常任委員及び産業文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生常任委員及び産業文教常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

副議長

この際暫時休憩いたします。(10時07分)

(副議長は自席につく。議長が入場し、議長席につく。)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10時08分)

各常任委員会では、常任委員長、副委員長の互選を行ってください。

議長

この際暫時休憩いたします。(10時08分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10時28分)

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

総務厚生常任委員会は、委員長に久門委員、副委員長に堂場委員、産業文教常任委員会は、委員長に高木委員、副委員長に赤津委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議長

日程第7、議会運営委員の選任を行います。

おはかりいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、高木さん、高橋さん、松橋さん、久門さん、本多さんを、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会では、委員長、副委員長の互選を行ってください。

議長

この際暫時休憩いたします。(10時30分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10時37分)

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に松橋委員、副委員長に高橋委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議長

日程第8、議案第27号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第27号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

改正の理由であります。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨でございますけれども、これを含めて荻原住民生活課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長 荻原住民生活課長

住民生活課長 (議案第27号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第27号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第28号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第28号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

本件につきましても、2の要旨を含めまして、荻原住民生活課長に補足

説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長 荻原住民生活課長
住民生活課長 (議案第 28 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

4 番松橋議員 4 番 松橋さん
これは後期高齢者は 75 歳以上を言うのでしょうか、それで 5 年間は特定世帯ですと。別にしていますよということで、今後、特定継続世帯としましたよと。期限は無制限ですよという意味ですか。それでここで金額が発生したでしょ。2 分の 1 から 4 分の 1 という説明があった。正直に言うとこれが負担増になると考えていいのですか。説明を受けていると非常に難しく聞こえるのですけれども、この特定継続世帯がいくらくらとありますけれども、負担増という意味ですか。

議 長 荻原住民生活課長
住民生活課長 これまでは 5 年間は 2 分 1 と、そこで一応ストップ、終わってしまうような規定だったのですけれど、もう 3 年間延長して、ただしその 3 年間延長した分については、4 分の 1 軽減しますよということで増ということにはなりません。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 (ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 28 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 10、議案第 29 号、財産の取得の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第 29 号、財産の取得の件でございます。
次のとおり土地を取得しようとするものでございます。
取得する土地でございますけれども、1 の所在、河西郡更別村字更別南 1 線 93 番 38。2 の地目であります、宅地。3 の面積、5323.84 平方メートル。4 の予定価格でございますが、27,500 千円。平米あたり 5,165 円となるものであります。5 の取得の方法及び時期でございますけれども、随

意契約により平成 25 年度中に取得をするということにしております。6 の契約の相手方でございますが、財務省、分任契約担当官、帯広財務事務所長、坂本和彦氏でございます。

理由でございますが、財産の取得については、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本土地には建物等の施設がございます。

議案資料を提出してございますので、説明を申し上げたいと思います。

議案第 29 号の資料でございますけれども、1 の購入物件、土地と合わせてこの建物等を購入するということでございますが、購入物件といたしまして、①庁舎、これは事務所でございますが、木造平家、325.08 平方メートル、②合宿所、木造平家建でございますが、296.46 平方メートル、③倉庫、木造平家建でございます。32.4 平方メートル、④書庫でございますが、これは鉄骨平家建でございます。63.18 平方メートル、⑤車庫、鉄骨平家建、154.77 平方メートル、⑥工作物、ここに記載のとおり工作物がございます。合わせて購入するものであります。

その購入予定額でございますが、4,105,500 円となるものでございます。

3、4 につきましては、土地の取得と同じでございますので、ご参照いただければと思います。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番 堂場さん

6 番堂場議員

資料で工作物とありますが、現状の中でそのまま修繕をしないで使える状態のものがあるのか、ないのか教えて下さい。

高橋企画政策課長

企画政策課長

こちらの方の資料に出ております工作物につきましては、給水設備、屋内排水設備等、前回、事務所があった状態のままのものです。確認は出来ておりませんが、基本的には使えるものというふうに認識しているところでございます。

議長

6 番 堂場さん

6 番堂場議員

使えるということは、そのままの状況で使えるという理解でいいのですか。

高橋企画政策課長

議長
企画政策課長

電気関係につきましては、特にそのまま使えると思いますが、給水関係につきましては、凍結等の関係がございまして、水を落とす関係で蛇口等が外されている状況になっておりますので、そういうのは組み直さないと使えないというふうにはなりますけれども、そういうふうに組み直せば使えるものと考えております。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議	長	<p>これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。 これから議案第29号、財産の取得の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第11 更別村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を議題といたします。 おはかりいたします。 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。 おはかりいたします。 被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議長において指名することに決定しました。 選挙管理委員に、五十嵐博幸さん、田中康雄さん、黒木しのぶさん、宍戸芳栄さんを、補充員に、山崎 剛さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、内海春美さんを指名いたします。 おはかりいたします。 ただいま議長において指名いたしました、五十嵐博幸さん、田中康雄さん、黒木しのぶさん、宍戸芳栄さんの以上4名を選挙管理委員に、山崎 剛さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、内海春美さんの以上4名を選挙管理委員補充員として、それぞれ当選人として定めることとし、選挙管理委員補充員の順位については、ただいま指名した順位といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、五十嵐博幸さん、田中康雄さん、黒木しのぶさん、宍戸芳栄さんが更別村選挙管理委員に、山崎 剛さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、内海春美さんが更別村選挙管理委員補</p>

議 長

充員に当選されました。

更別村選挙管理委員補充員の順位については、指名した順位といたします。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。
これにて平成25年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(11時10分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 5 月 1 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 久 門 尚 二

同 議員 堂 場 聰 志

